

(平成24年12月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日及び同社C営業所における資格取得日に係る記録を昭和40年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月20日から同年8月1日まで

高校の先生に勧められて、昭和40年4月1日にA社に入社し、本社で約3か月の研修を受けた後、同年7月21日に同社C営業所に異動となったが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、事業所及び申立人の異動に関する具体的な供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和40年7月21日に同社本社から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月21日から同年4月1日まで

昭和41年4月1日に入社してから平成12年11月20日に退社するまでA社に継続して勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、調査して年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及びB社から提出された人事記録により、申立人がA社に継続して勤務し（同社C工場から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、上記人事記録によると、昭和42年3月21日となっていることが確認できるものの、異動先のA社D営業所は、同年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているため、申立人は、申立期間において引き続き同社C工場で厚生年金保険の被保険者となるべきであったと考えられることから、同社同工場での資格喪失日を同日とするのが相当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和42年2月の社会保険事務所（当時）の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料

及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和50年10月21日、資格喪失日は同年12月30日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、11万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年12月1日から48年10月1日まで
② 昭和48年10月1日から51年4月1日まで

私は、申立期間①はB区に在ったC社で勤務し、申立期間②はD市に在ったA社の営業所で勤務した。いずれの事業所においても正社員として不動産の販売を担当したが、両申立期間とも厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、生年月日の年が異なるものの、申立人と同姓同名で、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の被保険者記録（資格取得日は昭和50年10月21日、資格喪失日は同年12月30日）が確認できる。

また、A社に係る被保険者名簿において、申立人が同僚として名前を挙げた複数の者が、同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、昭和50年2月頃に同社を退社したとする同僚が、「私が退社する半年ほど前に、申立人が同社D営業所に入社したと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、前述の基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の被保険者記録は、申立人の記録であると認められ、事業主は、

申立人が昭和 50 年 10 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 12 月 30 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、前述の厚生年金保険の被保険者記録から、11 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、昭和 48 年 10 月 1 日から 50 年 10 月 21 日までの期間について、前述のとおり、申立人は、49 年 8 月頃には A 社において勤務していたものと推認できる。

しかしながら、A 社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は死亡していることから、申立人の厚生年金保険料の控除に係る関連資料及び供述を得ることができない。

また、A 社の本社の営業社員であった同僚は、「本社の営業社員は全員正社員であり、固定給が支給されていたが、営業所には完全歩合制の給与で固定給が支給されない営業社員が多く、これらの者は社会保険に加入していなかった。」と供述している上、事業主の妻は、「ある時期から方針を転換し、現地採用の営業社員については、すぐに正社員とすることはなく、本人の同意を得て正社員とするまでは歩合給のみを支給し、社会保険には加入させていなかった。」と供述している。

さらに、複数の同僚は、いずれも「申立人の給与がどのように算定されていたのかは分からない。」旨供述している上、申立人の直属の上司であり、申立人の採用面接を担当したと考えられる A 社の D 営業所長及び後任の同所長は既に死亡していることから、申立人の当該期間の保険料控除について具体的な供述を得ることができない。

加えて、申立期間②のうち、昭和 50 年 12 月 30 日から 51 年 4 月 1 日までの期間について、申立人は、「A 社を退社したのは年度末ではなく、年末であったと思う。その後、同社の同僚が設立した E 社に入社した。」と供述しているところ、申立人及び当該同僚のものと考えられる雇用保険の被保険者記録の離職日は、いずれも 50 年 12 月 29 日となっている上、E 社に係る商業法人登記簿から、申立人は、同社の設立日である 51 年 3 月 11 日に取締役就任していることが確認できること、及び同社の同僚が、「申立人は、同社の設立日以前から設立準備に携わっていたと思う。」と供述していることから、申立人は、同年 12 月 30 日以降、A 社において勤務していなかったと考えるのが自然である。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間①について、申立人は、申立てに係る事業所をC社であったとしているものの、同社を分社して設立されたと考えられるF社の二人の同僚が、「申立人とは、同社の同じ係に所属していた。」旨供述していることから、申立人は、期間は特定できないものの、同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、F社の複数の同僚及び申立人が、同社の営業部に所属していた同僚として名前を挙げた者のうち、同社に係る被保険者名簿によると、複数の同僚の厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、複数の同僚の回答から、申立期間①における同社の全社員数は、240人前後であったと考えられるところ、当該期間の同社における厚生年金保険の平均被保険者数は、約160人であることから、同社には、厚生年金保険に加入していない社員が相当数存在していたことがうかがえる。

また、F社の総務部門を統括する役員であった者は、「当時、営業社員については、厚生年金保険への加入を拒む者が多かったことなどから、管理職、新卒者、縁故採用者などの例外はあったが、原則として同保険には加入させていなかった。」と供述している。

さらに、F社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 10 月 1 日から 47 年 9 月 30 日まで
② 平成 8 年 2 月 22 日から 11 年 8 月 25 日まで

申立期間①について、私が以前勤務していたA社の従業員が作業している現場に偶然出くわし、今は無職であることを話したところ、再入社することを勧められ、再び勤務することとなったが、同社に再入社後の厚生年金保険の記録が無い。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

申立期間②について、平成8年の正月休み中にけがをしたため、当時、勤務していたB社を休職していたが、同社から退職の手続を行った旨の連絡は無く、休職中も当時、受給中の傷病手当金の中から厚生年金保険料を約1年以上、同社の事業主に渡していた。その後、けがの状態が回復して、同社に復職したが、10年*月*日に労災事故を起こした。当該事故以降はけがのため、勤務できなかったが、同社に在籍していたことは間違いないので、申立期間②について厚生年金保険に加入していたはずである。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は、「当時の社会保険事務担当者は亡くなっており、厚生年金保険加入の取扱いが分からない上、申立人の申立期間に関する資料は残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間①における勤務実態や厚生年金保険料控除に関する関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人がA社に再入社後、一緒に勤務したと主張する同僚二人は、「申立人が1回目勤務していた時は知っているが、申立期間①において勤務していた記憶は無い。」旨回答している上、申立人の1回目勤務時に係る資格喪失日(昭和43年4月25日)以降、同社において被保険者資格を取得し、申立期間①当時、被保険者記録が確認できる同僚のうち、回答が得られた

12 人全員が申立人のことを記憶しておらず、申立人の申立期間①における勤務実態を確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間①に整理番号の欠番は無い。

- 2 申立期間②について、申立人は、平成8年の正月休み中にけがをしたため、勤務していたB社を休職し、休職中は、傷病手当金を受給していたが、その中から厚生年金保険料を同社の事業主に渡していた。その後、けがの状態が回復して、同社に復職したが、10年*月*日に労災事故を起こした。それ以降はけがのため、勤務できなかったが、同社に在籍していたことは間違い無い旨主張している。

しかしながら、B社は平成11年8月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の事業主及び役員は既に死亡していることから、申立人の申立期間②における在籍状況や厚生年金保険料控除に関する関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立期間②当時、B社における社会保険の業務を受託していた社会保険労務士事務所は、「B社の社会保険に関する書類は保管されていない。」と回答している。

さらに、雇用保険の被保険者記録から、申立期間②のうち、平成9年8月4日から11年5月31日までの期間について、再度、申立人はB社に勤務(在籍)していたことが認められるものの、一方で、申立人の同社に係る最初の離職日は、同社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日と符合する8年2月21日となっていることが確認できる上、同年3月28日から9年1月20日までの期間及び11年6月30日から12年9月28日までの期間において、雇用保険の基本手当を受給していることが確認できる。

加えて、平成10年*月*日の労災事故以降の給与について、申立人は、「B社に勤務できない間の生活補償として、同社から給与の代わりに生活費が支給されていたが、当該生活費から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」と供述している上、前述のとおり、同社の事業主及び役員は既に死亡していることから、当該期間の厚生年金保険料控除に関する関連資料及び供述を得ることができない。

その上、オンライン記録により、申立人は申立期間②において国民年金に加入し、当該期間について、申請免除及び法定免除されていることが確認できるほか、C市の回答から申立期間②の大半の期間において国民健康保険に加入していることが確認できる。

- 3 このほか、申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができない。

香川厚生年金 事案 1000

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 1 日から 41 年 10 月 1 日まで
日本年金機構から脱退手当金の確認のはがきが届いて、申立期間について脱退手当金を受け取っている記録とされていることを知った。
しかしながら、退職時に事業所から脱退手当金の説明を受けた記憶も当該手当金をもらった記憶も無い。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 41 年 12 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人は、申立期間前の 53 か月間の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえ無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

香川厚生年金 事案 1001

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月25日から同年11月20日まで

私は、昭和34年1月頃にA社B支店に入社し、しばらくミシンの配達の仕事をした後、ミシンの販売員として勤務したが、その後正社員になり、同社B地方部で幹部教育を受けた以降は、C地域内を転勤しながら42年2月まで継続して勤務した。

しかし、申立期間が厚生年金保険に加入していない期間となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店の複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において、同社同支店で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、A社B支店での職務について、「昭和34年1月頃に配達係として入社したが、申立期間頃に販売員に変わった。」と供述しているところ、配達係は、同僚の供述及び配達係であった同僚の厚生年金保険被保険者記録から、正社員として厚生年金保険に加入させる取扱いであったと考えられるものの、販売員の厚生年金保険の取扱いについては、同社の事業を継承しているD社は、「販売員とは業務委託契約を結んでおり、厚生年金保険に加入させておらず、一定期間の販売成績を見極めた上で正社員に登用してから、厚生年金保険に加入させていた。」と回答している。

また、A社B支店の販売員であった複数の同僚は、「販売員は、同社からミシンの販売を業務委託されており、一定期間の販売成績を認められると、厚生年金保険に加入できる取扱いであったため、販売業務を始めてから少なくとも数か月から1年ほどは、厚生年金保険に加入できない期間があった。」旨供述している上、当該複数の同僚は、各自が記憶している同社同支店での販売業務

開始時期から、それぞれ9か月から3年ほど経過した時期に、同社同支店に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることを踏まえると、同社は、販売員について、業務開始後一定期間は厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる。

さらに、D社は、A社の申立期間当時の人事記録や社会保険に関する資料は残っていない旨回答している。

加えて、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。